

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、
経営に影響を受けている事業者の皆様へ

根室市中小企業等応援臨時助成金のお知らせ

◎新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営に影響を受け、事業収入が大きく減少している市内に拠点を持つ中小企業者等の皆様に対し、用途を限定しない臨時的な助成金を交付し、事業の継続を応援します。

全業種が対象となります。

1. 助成対象業種

【農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、金融業、保険業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業（ただし、政治、経済・文化団体、宗教は対象外）、その他の業種】

2. 助成対象要件

- (1) 市内に事業所、店舗を構える中小企業者(※)等であること
〔
 - ・ 法人の場合、根室市に本店を有していること
 - ・ 個人事業者の場合、根室市に住民登録していること〕
※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- (2) 令和3年4月30日以前より営業しており、申請日現在、継続して事業を行い、廃業、解散及び清算手続きをしておらず、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月または令和3年6月の、いずれかの月の事業収入（売上）が令和2年同月比または令和元年同月比で30%以上減少していること。
- (4) 暴力団等に関与していないこと。

3. 助成金額

1事業者あたり **10万円** を助成します。
※申請については1事業者1回限りとなります。

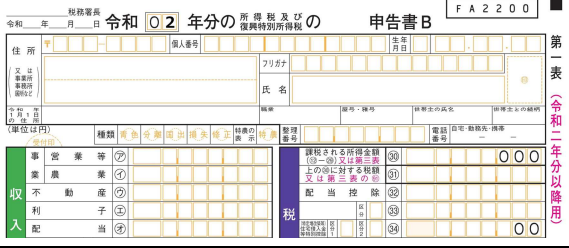
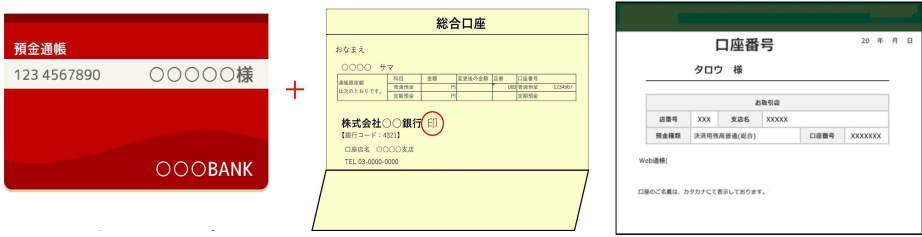
4. 申請書類

下記ホームページより申請書をダウンロードし、印刷して申請して下さい。
〔<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/suisankeizaibu/shoukoukankou/oshirase/7640.html>〕
また、根室市役所1階ロビー、歯舞支所、根室商工会議所において申請書類を配布します。

必要書類及び受付期間等については裏面をご覧ください。

【問い合わせ先】 根室市役所商工労働観光課

TEL：0153-23-6111（内線2271・2272）

5. 必要書類	必要書類名	法 人	個人事業者
	(1) 根室市中小企業等応援臨時助成金交付申請書（別記第1号様式）	○	○
	(2) 対象月の月間事業収入（売上）が分かるもの（下記ア.イ.の両方が必要）		
	ア. 令和3年5月または令和3年6月のうち選択した対象月の月間事業収入（売上）が分かる書類（売上台帳等）	○	○
	イ.（令和3年5月の事業収入（売上）を選択した場合） ・ 令和2年5月または令和元年5月の月間事業収入（売上）が分かる書類（売上台帳等） （令和3年6月の事業収入（売上）を選択した場合） ・ 令和2年6月または令和元年6月の月間事業収入（売上）が分かる書類（売上台帳等）		
	(3) 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内）の写し	○	—
	(4) 令和2年確定申告書類の写し（申告書B第一表） （見本） ■  ■	—	○
	(5) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票等の写し）	—	○
(6) 助成金の振込先が分かる書類（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人、口座名義人フリガナが確認できる預金通帳等の写し） （確認書類の例）			
<p>通帳のオモテ面 通帳を開いた1・2ページ目 電子通帳 画面コピー</p> 	○	○	
(7) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）	○	○	

6. 受付期間	<p>《受付期間》</p> <p>令和3年6月21日（月）～令和3年7月31日（土）（当日消印有効）</p> <p>※感染症拡大防止のため、郵送による提出にご協力下さい。</p>
	<p>（送付先）</p> <p>〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所商工労働観光課宛</p> <p>※申請書類に不備等ございましたらご連絡させていただきます。</p>